

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達していますので、令和3年美浜町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

報告します。4番、北村議員、5番、龍神議員から欠席届の提出があり、本日の会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、6番、高野議員、7番、谷進介議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第2号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 工事請負契約の締結について、議案第4号 工事請負契約の締結について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は、以上です。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第2回臨時会に上程いたしました議案4件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

去る令和3年6月4日、美浜町産品コーナー駐車場におきまして、松の枝が落下し、自家用車に当たり、ボンネット及び運転席側のヘッドライトが破損したものでございます。自家用車の破損につきましては、町に公共施設の管理瑕疵があったと認め、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、番号法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、工事請負契約の締結についてでございます。

令和2年度繰越上田井地区（北側）津波避難施設建設工事の入札につきましては、令和3年度上田井地区（北側）津波避難施設建設工事との合併入札で、去る6月28日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約金額は76,523,700円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、松本勝氏でございます。

議案第4号は、工事請負契約の締結についてでございます。

令和3年度上田井地区（北側）津波避難施設建設工事の入札につきましては、令和2年度繰越上田井地区（北側）津波避難施設建設工事との合併入札で、去る6月28日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約金額は51,532,800円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、松本勝氏でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案4件について一括して提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について細部説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

去る令和3年6月4日、日高町大字原谷782番地の4、和田有紗氏が、美浜町産品コーナー駐車場に自家用車を駐車していたところ、松の枝が落下し、自家用車に当たり、ボンネット及び運転席側のヘッドライトが破損したものでございます。

町に公共施設の管理瑕疵があったと認め、加入している総合賠償保険で対応することとし、車の修理代等159,500円を和田氏との間で和解するものでございます。

その後の対応としまして、駐車場内の点検を実施し、危険と思われる枝を高所作業車で除去いたしました。今後は定期的に駐車場の点検を実施し、同様の事故が二度と起きないよう対策に努めてまいります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、この件に関して損害額算定の書証の提出を求めたい。

それと、そもそも賠償責任があるのかというのが私の中では疑問でしたが、公共施設の管理に瑕疵があると。損害賠償の普通規定では、民法の第415条債務不履行。同第709条不法行為によるもの、で、第715条の使用者責任、このあたりが出てくると思います。が、どういう法的根拠に基づいて管理の瑕疵があると損害賠償責任が発生するのか。財源については保険というか、共済の話をされていました。それは全額担保されるのか。

以上をお答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、総合賠償保険でどれだけ保険で対象になるのかということにつきましては、全額補償対象となっております。

それと、まず、1点目のどのような規定でということに関しては、ちょっと勉強不足であるんですが、保険の事務上の話でよりますと、町の所有である松の木が産品コーナーを管理している町のところへ松の木が落下して、その駐車場で事故が起こったということで、一定の割合というよりも、町の責任が十分考えられるだろうということで、保険のほうで適用が可能やということで、保険会社から話をいただきました。

それと、損害賠償の資料の算定ということで、これ物すごい資料出すよりも、もう言葉で言うほうが早いかなと思うんです。その内容といたしましては、修理代ということで115,500円、それと代車代ということで44千円となっております。この代車代につきましては、1日当たり2,750円ということで、16日間、修繕が実施される期間ということでマックス分保険対応となっております。

それと、修理代の115,500円については、これ算定の仕方、残存価格を求める計算になるのか、ちょっとその辺も定かでないんですが、新車発売当時の販売価格の10%、これが修理代のマックスだということで、保険料が159,500円となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それならそうで、代車費用というのが十何日、損害額に対しては非

常に、これ通常直接損害、間接損害という分け方になると思うんですが、間接損害の額が非常に大き過ぎる。

それと、これはレンタカーを利用されたのか。すみません、ということは、修理代相当額ではなく、経済全損という考え方でこの115,500円、直接損害部分ですね、全損処理というようなことで支払ったのか。そうすると、間接損害44千円に対して物すごい根拠が曖昧なような気がするが、その辺はどうか。

それと、町の管理する駐車場で町の松の木が。こういうことであればね、例えば、今は開いてはいませんがキャンプ場ありますよね。あれは松林内でキャンプ場、キャンプをしていいよというか、それでお金を徴収すると。じゃ、そこで食事をして、その食事に松葉が落ちれば、これは賠償責任になるんですか。同じ理屈じゃないですか。町としてこの区画で食住をしていいという許可を与えて、かつ代金を徴収したその場所で、もっと軽微に松葉が落ちてきて食事が汚れる。例えば、顔に当たる、目に刺さる。このような場合も今後はすべからず全て損害賠償請求をされれば払うということになるんですか。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まずは、その詳細な内訳という形ですが、一遍損害会社のほうへちょっと確認してみます。その資料ができたなら皆さんにお渡しするようにいたします。細かくはそこまでをちょっと聞いておりませんので、その辺、保険のほうの細かい内容等、お知らせするような形で示したいと思います。

それと、町が管理する場所でいろいろな事故が、これと同じような事故が起こった場合ということを考えられるケースですけれども、その場合についてはケースごとにはやっぱり案件等あると思うんですが、今回の場合につきましては、駐車場、ここを使えというようなところで瑕疵を認められたということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） おのおの場合で損害賠償、そこはいろいろ見解の相違もあるでしょうし、ここで突き詰める話もしませんが、和解の要旨、つまり法律合意の重要な要素です、損害額というのは。その場合の額が今ここで全然つまびらかにできずに、それで認める、後から資料出すからと。そんな法律行為ってあるんですか。法治国家たる日本国で、美浜町という唯一の行政機関、そんな法律行為の重要な大きな要素の一つの損害額の決定について、ここで議会の質問に答えられないようで、そんなのできますか。よろしいんですか。他の議員さんにもお聞きしたいですけれども。ちょっと真剣に仕事しませんか。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 初めに言ったその159,500円、この内訳の修理代と代車代、こういう形を示した中で和田様にも理解していただきました。それでこういう

形の和解を今回お願いしたものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 今、谷議員の質問の中でもあったんですけども、今後、この同じような事象、町の管理するもの、場所で、町の管理する松の木、それ以外にも雑木ももちろんあるでしょう。ここで起こったことを個々に応じて対応させてもらうというお話なんですけれども、どれぐらいのレベルで、先ほどおっしゃったように、松葉がどうのこうのというのと、実際、損害が出るというのは違うかも分かんなんですけれども、例えば、町道、町管理していますよね。上に松の木出ているところって何ぼでもあります。駐車場もあそこだけやないし、テニスコートももちろんそうですし、もっと、ちょっと広げたら養護老人ホーム、この辺の駐車場も。ここは町やないけれども、そういう公共のところって出てきます。これをこういう形に物事に応じてというたら、道を走っている車に落ちた、この程度の損害というのは出る可能性って多々あると思うんです。今まではこういうの出てきていないですけども、これを認めてこういうふうになってきたら、今後出てくる可能性もありますし。なら、物事に応じて変えていく、解釈を変える、対応を変えるはあったとしても、ほぼほぼ似たような金額で、ほぼほぼ似たような感じでとなったら、これ踏襲せないかんようになってきます。

今回は、そこの駐車場の一角だけだったんで、ややこしいか分かん松の木というのを枝の剪定をしたと言われますけれども、これ、もうちょっと考え方変えやんと、うち剪定しただしたら何ぼでもあると思うんです。こんなところもうちょっと今後考えていただきたいと思いますし、その辺のところについてどこまでお考えでいらっしゃるか、課長として、課としてですか、町としてでもいいです。そんなところちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 大きな問題というのは僕が答えることではないと思うんですが、ただ、この駐車場で起こった案件に関しては、当然防災企画課のほうの管理の下で起こったものやということで、今回事故に遭った和田様に対しては何らかの補償をしなければならぬというような形で、こういう案件を上げさせていただいたというところで。ただ、全体としての中身ということになれば、これはもう僕が答えることではないと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

この議案が出てまいりましたときに、やはり査定でもいろいろとお話聞かせていただいて、もちろん今までも県道にも松の木落ちているわなとか、やっぱりそういういろんな駐車場もあるわな、そういうことの中で、どうしていくかという話もしました。やはり走っ

ている車に落ちること予想されます。もちろん斎場とか、それから墓地とか、そういう駐車場もありますので、やっぱりそういうことで事故が起きれば、やはりこちらの瑕疵も認めていかざるを得ないのではないかというふうに考えてございます。でも、そういうふうにならないように、道に出ている松なんかは切っていったらいいかなというふうに話合いはしておるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） そもそも論で言えば、県立自然公園の中に駐車場、アスファルト敷いて駐車場造ること自体間違ってるねん。思いませんか。

それともう一個、産品コーナー駐車場でしょう。産品コーナーの責任者は何の責任もないんですか。今後町がずっと見ていくんですか、産品コーナーの駐車場。その2点、取りあえず答えてください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず1点目、なかなか難しいところなんですけど、今の施設ができたところで駐車場をどこへ持っていくのかということは、多分様々いろいろ考えた上にあそこへ造ったんだと僕は思っております。ただ、そこでそもそも論、そこになぜ駐車場造ったか。そこにしか適地がなかったのではないかなと思っております。

それと、産品コーナーの、今後ずっと町がその駐車場の管理をしていくのかというのは、当然町もしていかならないんですが、指定管理者にも協力を仰ぎたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） もっとはっきり県立自然公園の中にアスファルト敷いて駐車場造ったという経緯を言ってください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） すみません、産品コーナーの駐車場につきましては、経緯というか、私で答えていいのかどうかというところもあるんですけども、お客さんが来ていただいても駐車場がないというところで、皆さんで話し合っただけで造ったようには聞いております。

それで、アスファルトは張っておりません。張っているのはテニスコートとゲートボール場のそちらのほうの駐車場は普通にコンクリートを使用しておりますけれども、私は張っていないように感じております。これが答弁になっていないかもしれないですけども、土のままだと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 県立自然公園に駐車場を誰が先に造ってええもんかということをお示しください。分かるでしょう。大体、こんなところへ、キャンプ場なら別ですよ。

空き地があって、ここ駐車場にしようかと。わざわざ駐車場にするんですか。すること自体間違ってるの違うかなと私は思っているんです。この駐車場、駐車場にしなけりゃこの和田さんという方、勝手に車を置いて枝落ちてきて、何も言いませんよ。美浜町の住民の皆さんでも。枝落ちてきて、車へこんでもうた。泣き寝入りするんです。駐車場にしているからこうなるんです。思いませんか。言うていること分かりますよね。課長答弁願います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 高野議員のおっしゃることは分かります。ただ、ここの全体という県立公園、自然公園の中というのは、施設も含めて、その一帯というのは県の許可をいただいて専用しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 本来の和解額及び損害賠償の額の決定についてということで、先ほど来、最後、私の質問か何かに課長は、碓井議員の質問に対してかな、修理費ということをおっしゃいましたけれども、その前に私への答弁では、これ経済全損としたという話でしょう。115,500円は修理費相当額ではないですよ。修理費ではないですよ。だから、この新車価格の10分の1、そういう手法を取る場合もあります。あると思いますので、それよりも修理費のほうが高くなったから、どちらか低いほうというのが損賠賠償の理論ですので、こういう処理を経済全損と一般的には言うと思うんですけども、経済全損処理をして、その場合の間接損害費、100%過失責任があるのであれば。間接損害、認められるでしょうが、それは経済全損とした限りは、代替車を手に入れる期間相当額を通常は間接損害として認めるんだろうと思いますが、これは44千円で、2,750円単価という、16日間、一般的な常識からして非常に長い期間だと思いますが、こういうことをしっかり精査をしたのかということをお聞きしたかったです。税金まあ保険から担保されるといっても、その保険料は税金ですよ。

ただ、相手方の和田氏に、こうするからこういう議案を上げた旨のような答弁をされましたが、それも和解をするということは、先ほど来申し上げた法律行為です。示談、和解、訴訟、いろいろ判決もらう。これは法律行為なんですね。だから、法律行為の重要な要素ですわ、この額は。その額に対して質問をすると、詳しいことは分からない、後からと。それじゃ、そもそも和解がなし得ないんじゃないんですか。だから、ちゃんとこういうものの根拠を持って物事を進められているのかということをお聞きしますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 谷議員にお答えします。

まず、この金額に関して修理代が一体幾らかかるのか、それに対してこの金額が妥当なのかということなところです。ただ、谷議員おっしゃるように、修理額は結構それ以上で

あったということは事実です。それで、それを基にしてこの金額がはじかれて、これに対してこの159,500円を保険として支払うというような形になったということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明じゃ全くなっていないと思います。たまたま前職が私、こういう仕事しておりましたので言うんですが、いわゆる被害者と申しますが、被害者たる和田氏と、こちらはいわゆる加害者になりますよね。でも、その加害者の懐が全ては町の税金、住民の財産を使っての話ですので、だから、修理費相当額よりもこの車の価値、新車の10分の1、そういう今の時価額のどちらか低いほうが損害賠償の理論、これはもうそこはないと思うんですけれども、そこを算定した根拠がどうも曖昧、聞いてももう全然つまびらかに教えてくれないじゃないですか。一方、間接損害、この44千円、代車代ですね。これについても、いわゆるレンタカーを出されたのか、そうじゃない代車を出されたのかね。そのあたりも精査すべきじゃないんですか。町の公金、元はと言えば公金を使っての法律行為なんですから。その辺をしっかりと聞きたいんですけれども、間違ってますかね、私の聞くのは。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前十時〇一分休憩

—————・—————

午前十時〇八分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、資料に関しては、いろいろ写真とか、そういうのを撮っておりますので提出したいと思います。

○議長（谷重幸君） ほかいいいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、番号法の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、本条例に引用している条文に号ずれが生じたことによる改正と、国の情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことにより、総務大臣から内閣総理大臣に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について、日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第3号、日程第8 議案第4号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第3号 工事請負契約の締結について、議案第4号 工事請負契約の締結について一括して細部説明を申し上げます。

議案第3号 令和2年度繰越上田井地区（北側）津波避難施設建設工事の入札につきましては、令和3年度上田井地区（北側）津波避難施設建設工事との合併入札で、令和2年度、令和3年度の美浜町土木業者ランク1の7業者を指名し、去る6月28日に入札執行いたしました。合併入札の結果につきましては、予定価格1億30,006,800円に対し、工事請負金額は1億28,056,500円でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約金額は76,523,700円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、松本勝氏でございます。

工事概要につきましては、盛土工15,415.9^m³、護岸工853.69^m²、雨水排水設備工、給水設備工などであり、補足といたしまして入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

議案第4号 令和3年度上田井地区（北側）津波避難施設建設工事の入札につきましては、令和2年度繰越上田井地区（北側）津波避難施設建設工事との合併入札で、令和2年度、令和3年度の美浜町土木業者ランク1の7業者を指名し、去る6月28日に入札執行いたしました。合併入札の結果につきましては、予定価格1億30,006,800円に対し、工事請負金額は1億28,056,500円でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約金額は51,532,800円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字吉原456番地、松勝建設、代表者、松本勝氏でございます。

工事概要につきましては、アスファルト舗装工1,330.1^m²、コンクリート舗装工550.5^m²、人工芝舗装工102.9^m²、備蓄倉庫2台、バリアフリートイレ1棟などであり、補足といたしまして入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この入札結果調書なるものですが、表というか上のほうは、合併入札やから議案第3号、第4号の合計金額で指名相手の各入札額出ています。その裏は、落札なった業者の分の内訳、金額的にそうですよね。これではおのおの、要は議案第3号分に対しての入札額、第4号分に対しての入札額とありますよね。これ、ほかの業者、6業者分のこれはないんですか。例えば、固有名詞があるので、1ページ目の番号2番の業者さんは、議案第3号の分に対しては幾ら、第4号に対しては幾ら、同様ずっと資料はないんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） すみません、その資料はありません。というのが、この

1枚目のめくった後ろのページなんですけど、この全体額というのがここで示されております。ただ、この全体額を工事の内容、例えば高台を造るための工事と、それと高台を造った後の分とということで2つに割っております。その案分した形でこの契約額というのをはじいております。ただ、それを1個ずつはじけというのであれば、率を設計額に対して掛けていけば、このほかの業者も全部こういう率になるということは分かるんですが、全体で合併入札しているんで、この1番目の表で分かるかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そういたしますと、要は工事設計額、合計が1億18,188千円、それに対して議案第3号分、議案第4号分、それぞれ出て、この率、これで案分して、それぞれの入札業者がおおむねこういうことだろうという、ということよろしいですか。そういうことなんですよね。分かりました。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第4号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第2回臨時会を閉会します。

午前十時二十七分閉会

お疲れさまでした。